

岐阜県公報

号外 (2) 平成二十一年十月十七日

目 次

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

例施行規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

(人事委員会)

(同)
—
—

二 一 ページ

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十月十七日

岐阜県人事委員会

委員長 廣瀬英二

岐阜県人事委員会規則第十一号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表行政職の表知事の項本庁課長の欄中「児童虐待対策監」を「児童虐待対策監
APEC推進企画監」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十月十七日

岐阜県人事委員会

委員長 廣瀬英二

岐阜県人事委員会規則第十一号

平成二十一年十月十七日

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三知事の部本庁の項中「児童虐待対策監」の下に「APEC推進企画監」

を加え、同部県立看護大学の項中

事務局長、学部長、研究科長	二種	を
---------------	----	---

管 事

務局長、学部長、研究科長 二種
理監 四種 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十月十七日

岐阜県人事委員会

委員長 廣瀬英二

岐阜県人事委員会規則第十二号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岐阜県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一本庁の項中「児童虐待対策監」の下に「APEC推進企画監」を加え、同表県立看護大学の項中「事務局長」の下に「管理監」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。